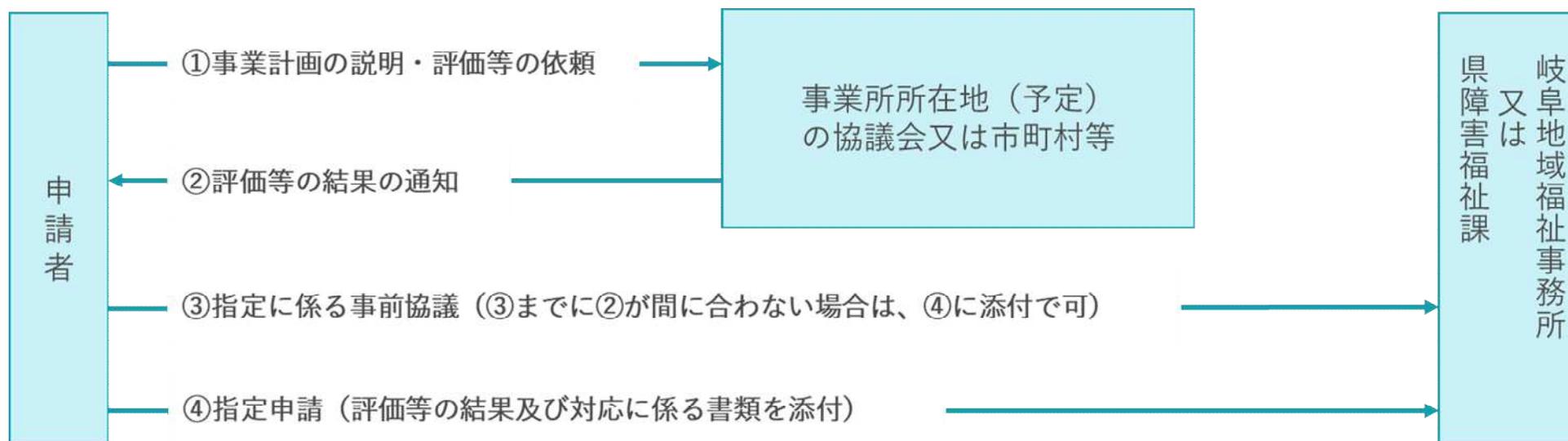


指定申請に係る主な流れ



(参考) 令和7年3月31日厚労省通知「就労選択支援の実施について」5(2)

○協議会との連携

就労選択支援事業所の指定時に地域との連携体制の構築や第三者からの適切な評価を確認する際、都道府県知事が必要と認める場合には、就労選択支援を行おうとする者は、事業指定の申請にあたり、協議会や市町村等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事に提出する。